

# 卸事業者による福岡県産農林水産物取引拡大業務 委託仕様書

## 1 委託事業の目的

県産食材を取り扱い可能な卸事業者と連携し、福岡県産農林水産物及びその加工品（以下、県産食材という。）を販売・配送する仕組みを構築するとともに、取引先である首都圏の外食事業者等に対して県産食材の取引拡大にむけた働きかけを行うことにより、効率的な県産食材の販路拡大を図る。

## 2 委託業務の内容

(1) 委託事業名 卸事業者による福岡県産農林水産物取引拡大業務委託事業

(2) 委託期間 契約締結の日から令和6年3月29日（金）まで

(3) 委託業務内容（詳細は「**別紙** 委託業務内容補足資料」参照）

### ① 県産食材の販売・配送体制の構築

卸事業者と連携し、県内産地と首都圏の取引先事業者までの商流・物流を手配、調整し、幅広い県産食材を販売できる体制を構築する。

### ② 取引先事業者への県産食材の取引拡大にむけた働きかけ

首都圏における取引先事業者に対して、県産食材の取引拡大にむけた下記の業務（ア～エ）を実施することで、委託期間中に1,500万円以上の県産食材の取扱金額を実現させる。

ア 商品カタログ等の販促資材の作成・配布

イ 県産食材のサンプル提供

ウ 県産食材の継続した取扱いに向けた支援の実施

エ 県産食材のPR企画の開催

## 3 業務実施上の条件

(1) 業務遂行にあたり、福岡県（以下「県」という。）及び関係機関との連携を密にすること。

(2) 本事業を実施する卸事業者は首都圏に営業所や物流拠点を有し、業務遂行にあたり必要な許可、免許を有すること。また、県内産地と取引先までの商流・物流を手配、調整すること。

(3) 本事業が県内の生産者の所得向上に資するべく実施されていることを十分に考慮し、県内の産地、生産事業者等が不利益となる要求は厳に慎むこと。

(4) 業務上知り得た個人情報や企業情報について、他人に漏らさないこと又は他の目的に使用しないこと。

(5) 業務上の成果品に係る著作権は、特段の事情が無い限りは県に帰属することとし、受託者に著作権が留保される場合であっても、県が業務遂行に必要な限りにおいて、成果品を利用できるよう努めること。

(6) 委託料には、業務に係る経費（人件費、旅費、需用費、消耗品費、通信運搬費、賃借料、謝金、保険料等）の一切を含むこと。

(7) 本仕様書記載内容に加え、企画提案した内容についても実施することとし、事業の実施に大きな影響を与える事態が発生した場合には、県と受託者で協議し、委託業務内容や委託料の調整を実施すること。

(8) 上記（7）における協議の開始や、調整内容は県の判断で実施する。

#### 4 県への報告等

##### (1) 年度事業計画書

提出時期：契約締結後、速やかに提出するものとする。

提出方法：書面または電子データ（メール）で行うものとする。

##### (2) 年間業務報告書

提出時期：令和6年3月29日（金）までに当該年度の年間業務報告書を提出するものとする。

提出方法：書面または電子データ（メール）で行うものとする。

※ 本委託事業における卸事業者の取扱う県産食材について、取引先事業者ごとに商品別の取扱金額が確認できる根拠書類を添付すること。

##### (3) 県への引継ぎ

本委託事業で取扱う県産食材に係る県内生産者の情報（担当者名、連絡先、商品概要等）及び県産食材の使用を働きかけた取引先事業者に係る情報（担当者名、連絡先、県産食材の取扱数量及び取扱金額、福岡県産食材を使用したフェアの開催意向 等）を令和6年3月29日（金）までに報告すること。

注意1：事業の進捗状況について適宜報告するものとし、県からの問合せがあった場合、県が指示するデータや書面を提出し、状況の報告を行うこと。

注意2：様式及び記載内容については別途指示する。

【卸事業者による福岡県産農林水産物取引拡大業務 実施内容】

① 県産食材の販売・配送体制の構築

卸事業者と連携し、県内産地と首都圏の取引先事業者までの商流・物流を手配、調整し、幅広い県産食材を販売できる体制を構築する。

○連携する卸事業者の条件

項目	内容
卸事業者の事業者数について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6事業者以上の卸事業者と連携すること</li> <li>・ 既に県産食材の取扱いがある卸事業者でも可とする（但し、新規の県産食材2品目（商品）以上取り扱うこと）</li> </ul>
取扱品目について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 畜産物、水産物、青果物、八女茶、加工品を必ず取扱うこと</li> <li>・ 各卸事業者は、それぞれ県産食材を10品目（商品）以上取り扱うこととし、10品目（商品）には、畜産物・水産物・青果物から5品目（商品）以上、かつ「『福岡の食』商談用サイトOISA*（以下、OISAという。）」に登録してある県内事業者の商品2品目（商品）以上を含むこと</li> <li>・ 品目（商品）については、品種、内容量、出荷形態、フレーバー等による違いは、1品目（商品）として計上する</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>〈1品目（商品）として計上する例〉</p> <p>ぶどう：巨峰、ピオーネ、シャインマスカット</p> <p>博多和牛：ヒレ、ロース</p> <p>真鯛：鮮魚、冷凍骨取りフィレ</p> <p>県産小麦即席めん：とんこつ味、みそ味、しょうゆ味</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取扱品目は、県と協議のうえ決定するものとする</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業で連携する卸事業者は、「OISA」に登録するものとする</li> <li>・ 本事業開始時に取扱っている県産食材取扱品目を一覧で提出すること</li> <li>・ 委託事業期間終了後も継続して県産食材を取扱える流通体制を整えること</li> </ul>

※「福岡の食」商談用サイトOISA

福岡県内の生産者とバイヤーをオンライン上で繋ぐBtoB商談用サイト。  
サイトの掲載内容など、下記を参照。

〈サイトアドレス〉

<https://fukuoka-oisa.com/>

〈委託公募用アカウント〉

ゲスト用ID：[guest@fukuoka-oisa.com](mailto:guest@fukuoka-oisa.com)      ゲスト用パスワード：V7q6jt



〈委託事業者の役割〉

- ・ 委託事業者は、県内産地と首都圏の取引先事業者までの商流・物流を手配、調整し、幅広い県産食材を販売できる体制を構築するため、連携する各卸事業者と連絡調整等を行うこと

## ② 取引先事業者への県産食材の取引拡大にむけた働きかけ

卸事業者の首都圏における取引先事業者に対し、県産食材の取引拡大にむけた下記の業務（ア～エ）を実施することで、委託期間中に1,500万円以上の県産食材の取扱金額を実現させる。

- ア 商品カタログ等の販促資材の作成・配布
- イ 県産食材のサンプル提供
- ウ 県産食材の継続した取扱いに向けた支援の実施
- エ 県産食材のPR企画の開催

### ○「取引先事業者等への県産食材の取引拡大にむけた働きかけ」の概要

項目	内容
働きかけの対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卸事業者の首都圏における取引事業者</li> <li>・各取引事業者の業態等に合わせた働きかけを行うこと</li> </ul>
ア 商品カタログ等の販促資材の作成・配布	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県産食材を紹介・提案するための商品カタログ及び商品チラシを作成し、各卸事業者の合計で120社以上の取引先事業者に配布すること</li> <li>・作成にあたっては県と協議のうえ、その内容を決定するものとする</li> </ul> <p>【商品カタログ】</p> <p>幅広い県産食材の商品規格（部位、内容量、主原料産地、保存方法、製造業者、提供可能時期等）を掲載したもの</p> <p>【商品チラシ】</p> <p>旬の産地情報、食材情報、調理例等、働きかけ事業者に県産食材を訴求する情報を掲載したもの。時期ごとに適宜情報を更新すること</p>
イ 県産食材のサンプル提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各卸事業者の合計で60社以上の取引先事業者に対し、取引先事業者の要望に応じた県産食材のサンプル提供を行うこと</li> <li>・サンプル提供を行った実績（日付、対象事業者、サンプル内容等）をとりまとめて、県に報告すること</li> </ul>
ウ 県産食材の継続した取扱いに向けた支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各卸事業者の合計で30社以上の取引先事業者で福岡県産食材を使ったフェア開催やメニュー開発を実施させること</li> <li>・フェア開催やメニュー開発後の継続した県産食材の採用に向けた支援を行うこと</li> </ul> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県産食材の新規取り扱いに係るメニュー表等の更新費用の支援</li> <li>・県産食材を使ったメニュー開発費の支援</li> <li>・県産食材を使ったフェア等企画のPR経費の支援</li> <li>・福岡県内産地の視察の実施</li> </ul>
エ 県産食材のPR企画の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取引先事業者に対し、県産食材の調理方法の紹介を含めた県産食材のPRを目的とした企画を1回以上開催すること</li> <li>・畜産物、水産物、青果物のすべてを使用すること</li> <li>・30社以上の外食事業者を参加させること（複数回PR企画を実施する場合は分割しても可（例：15社×2回））</li> <li>・会場は東京都内とすること</li> <li>・県産食材の特徴、調理方法等を紹介するために、講師として県産食材の生産者、県産食材に精通したシェフを各1名以上招くこと。また、講師への</li> </ul>

	<p>旅費、謝金は委託料から支出すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受講者に県産食材の使用意向、県産食材を使ったフェアの開催意向などのアンケート調査を実施し、県に報告すること（アンケートの内容については事前に県と協議すること）</li> <li>・開催に向けて、適切に各関係者との連絡調整、イベントのコーディネートを行うこと</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取引先事業者に対し、O I S Aへの登録を推進すること</li> </ul>

<委託事業者の役割>

- ・委託事業者は、連携する各卸事業者と効率的な県産食材の取引拡大にむけた連絡調整等を行うこと